

# 経済産業省

20190416貿局第2号  
輸入注意事項2019第25号  
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」の一部改正  
について

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月10日から施行する。

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）

改正後	現行
<p>平成14年12月9日付け経済産業省告示第412号（輸入公表の一部を改正する告示）により、上記貨物の輸入については、平成15年1月1日以降、通関時確認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、上記貨物を輸入しようとする者は、<u>平成31年5月10日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、下記の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から3までに定める書類を提出してください。</u></p>	<p>平成14年12月9日付け経済産業省告示第412号（輸入公表の一部を改正する告示）により、上記貨物の輸入については、平成15年1月1日以降、通関時確認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、上記貨物を輸入しようとする者は、<u>平成15年1月1日以降、税関に輸入申告書等を提出する際に、下記の1又は2に掲げる書類を提出してください。</u></p> <p><u>ただし、平成15年1月1日以降に上記貨物を輸入する場合であって、当該貨物が平成14年12月31日以前に船積みされたものである場合には、当該貨物が平成14年12月31日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券、航空貨物運送状等）及び当該貨物を船舶により輸入する場合にあってはめかじき適格証明書等の漁獲海域及び漁獲を行った漁船の旗国が証明された書類をもって、下記の1及び2に掲げる書類に代えることを認めることとします。</u></p>
記	記
<p>1 <u>めかじきを漁獲した漁船の旗国又は地域（以下「旗国等」という。）からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存しない場合</u></p> <p><u>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した統計証明書（別紙様式1）の原本 1通</u></p> <p>2 <u>旗国等からの輸出後に経由国等（ただし、欧州連合域内において貨物が移動した場合は、最後に欧州連合域外に輸出した国のみ経由国等に含める。）が存する場合</u></p> <p><u>（1）最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本 1通</u></p> <p><u>（2）次の①又は②に定める書類</u></p> <p>① <u>経由国等が一つの場合</u></p> <p><u>旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書の写しに最終</u></p>	<p>1 <u>めかじき統計証明書</u></p> <p><u>めかじきを漁獲した漁船の旗国若しくは地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したものの原本（別紙様式1 ICCAT Swordfish Statistical Document） 1通</u></p> <p><u>なお、当該証明書については、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）が認めた制度に基づき発行されたものに代えることができる。</u></p> <p>2 <u>めかじき再輸出証明書及びめかじき統計証明書写し</u></p> <p><u>旗国等からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存する場合に、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したものの原本（別紙様式2 ICCAT Swordfish re-export certificate）及びめかじき統計証明書写し 各1通</u></p> <p><u>なお、複数の経由国等が存する場合には、各々の経由国等（欧州共同体を構成</u></p>

経路国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

② 経路国等が複数存する場合

(ア)各経路国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しに各経路国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

(イ)旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る統計証明書の写しに各経路国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合

輸入者の責めに帰することができない事由として(1)に掲げる場合に該当するときは、(2)に掲げる書類を提出してください。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する場合

① 輸出者又は政府職員等の責めに帰すべき事由による場合

② 航空会社又は郵送業者が、書類を遅配、誤郵送又は紛失した場合

③ その他輸入者の責めに帰することができない事由により、上記1又は2に定める書類を提出できない場合

(2) 次の①及び②に定める書類

① 上記1又は2に定める書類の写し 1通

② 通関時の提出書類について(別紙様式3) 1通

(注1) 税関に提出した上記3(2)①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。

(注2) 上記3(2)において税関に提出した書類に説明書(別紙様式4)を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください(電子メール又はFAXに限る。)

<提出先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て

メール: tuna@meti.go.jp FAX: 03-3501-6006

(別紙様式1)・(別紙様式2) (略)

(別紙様式3)

する国から輸出され、他の欧州共同体を構成する国に輸入された場合を除く。)の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認したためかじき統計証明書写し及びめかじき再輸出証明書写し 各1通

(新設)

(別紙様式1)・(別紙様式2) (略)

(新設)



---

2. 今後の改善策

---

---

---

3. 原本の回収方法

---

---

---